

第34回総会議事録

<開催日> 令和5年5月9日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第51号～報告第75号

農地法第3条の3届出 8件

農地法第4条届出 1件

農地法第5条届出 16件

日程第3 報告第76号～報告第85号 農地の転用事実等に関する照会 10件

日程第4 議案第33号～議案第41号 農地法第3条許可申請 9件

日程第5 議案第42号～議案第43号 農地法第4条許可申請 2件

日程第6 議案第44号～議案第55号 農地法第5条許可申請 12件

日程第7 議案第56号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和5年度第2次計画分） 1件

日程第8 議案第57号 「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」及び「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の決定について 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小高 幸男	係長	吉野 慶太	主任主事	杉沢 謙太郎
主任主事	角谷 春香				

<午後 3 時 04 分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第34回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書及び別冊議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席8番平野眞一委員と議席16番吉田和義委員を指名いたします。
書記には事務局職員、杉沢主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第51号から報告第75号、3ページから9ページの農地法第3条の3の届出8件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出16件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第76号から報告第85号、10ページ及び11ページの農地の転用事実等に関する照会10件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 議案第33号から議案第41号、12ページから13ページの、農地法第3条の許可申請9案件について、議題に供します。
なお、議案第39号から41号については、日程第6農地法第5条許可申請との関連案件の為、合わせて審議をするため、最初に議案第33号から38号について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第33号から議案第38号、農地法第3条許可申請6案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第6号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。
初めに、議案第33号ですが、申請箇所は、3条位置図1の中野地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
続いて、議案第34号から第38号ですが、申請箇所は、3条位置図2の下宮田地先の農地になります。新規就農のため、賃借権設定をするものです。
こちらについてですが、新規就農に伴い令和5年3月7日に事前審査会を行いました。その中でも申請を受け付けることについて問題ないという判断がされております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第33号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第33号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約180日で、10,793㎡の農地を家族4人で耕

高橋委員

作しています。

農業機械はトラクター・コンバイン・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第34号から38号について、林委員お願いします。

林委員

議案第34号から第38号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件については、当該申請に先立って事前審査会を開催いたしました。

申請者は現在■■歳で、会社の経営主です。申請者の祖父が農家で、幼少期から祖父の手伝いをしており、今回の営農にあたっては祖父の力を借りつつ作業を行うとのことです。

また、申請地である下宮田の畑ですが、もともと別の法人が営農していたところであり、営農にあたってはその法人の指導のもと、作業をされるとのことです。機械類については、主にトラクターやコンバインをリース契約により確保する予定です。

これらの事情を鑑みて、賃借権の設定であれば問題ないであろうとして審査会は終わりました。申請地目は畑で、大豆を作付けする計画で、周囲も畑であることから周辺への悪影響は特に無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、議案第38号には、■■■■委員にかかる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■委員は参加できません。

よって、まず議案第33号について採決を行い、その後に第34号から38号について、採決いたします。

それでは、まず議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第33号は、許可と決定いたします。

次に議案第34号から第38号について採決いたします。ここで、■■■■委員には一時的に退席願います。

〈 ■■■■委員 退席 〉

それでは、議案第34号から第38号について採決いたします。

議案第34号から第38号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第34号から第38号は、許可と決定いたします。
それでは、退席されております■■■■委員には、お戻り願います。

〈 ■■■■委員 着席 〉

次に、議案第39号及び40号と15ページの農地法第5条許可申請の議案44号及び45号について、関連案件の為合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第39号、40号及び農地法第5条許可申請の議案第44号、45号について、一括して説明いたします。

本案件については、令和5年2月7日総会にて上程され、同月27日に許可となったものです。

前回の許可では期間を3年間としておりましたが、申請者側から3年以上10年以内という期間の更新のため申請がされたものです。

このことについて、経産省の売電の条件として3年を超えるものというものがあり、申請者から相談があったため、それを満たすために許可の更新を行うものとなります。通常、営農型太陽光発電施設は一時転用許可となっており、原則期間は三年以内となっておりますが、下部で耕作するものが認定農業者またはそれに準ずるものである場合には、期間を3年以上とれることとなっております。

今回の耕作者は他県、他市で認定農業者になっており、その資産状況、経営実態も木更津市の基準を満たすものであるため、期間を3年以上とすることが可能と判断しております。

また、農地法第3条許可申請については、農地転用許可の更新に合わせて区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。

こちらの区分地上権の設定の仕方ですが、木更津市では従来の考え方としてパネル部分への権利設定ということでパネル部分の面積を対象としておりましたが、申請者から登記するときの問題になる可能性があるとの指摘があり、全体の面積を設定しております。

こちらの考え方について、千葉県にも確認をしたのですが、結論から言うと、全体に設定することも、パネル部分に設定することもどちらも間違いではないということです。

よって原則として申請者の申請通りに受け付けるという形にしたいかと思えます。
以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の山口進委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

山口進委員

推進委員の山口一郎委員と共に現地調査を行い、太陽光の工事が着工していることを確認いたしました。

第3条議案第39から40号及び第5条議案第44から45号について関連案件のため一括して説明いたします。

なお、本案件については事務局からも説明があったとおり、期間の更新のために申請されたものです。法第3条、議案第39から40号の区分地上権の設定については、事務局からの説明のとおりです。

続きまして、第5条議案第44から45号について、周辺農地の営農条件への支障に

山口進委員	<p>ついてですが、該当区域は現在太陽光パネルの設置作業をしており、作業を確認したところ、前回申請内容を遵守しているため、前回同様、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。</p>
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	ここは柵を作っているとのことですが、3年ですと柵は出荷まで難しいと思われるのですけれどもいかがでしょうか。
事務局	前回の総会の事前審査会において同様の質問がございまして、営農者の方からの説明で3年でも出荷できる種類のものであると説明をいただき営農について問題ないと判断をいたしました。
地曳昭裕委員	<p>柵の場合、真柵と非柵と呼ばれる種類がありまして、真柵は非柵に比べて成長が遅く、3年という期間でできるのか疑問があります。</p> <p>そもそも営農型太陽光について懸念があり、例えば露地野菜などすぐに結果が出る作物はともかく、ブルーベリーや今回の柵のような時間を要するものについては、営農をしているからよい、認定農業者であればよいという判断ではなく、もっと慎重に判断をする必要があると感じています。</p> <p>また、今回の太陽光の申請会社ですが、太陽光の投資の方がメインなのかなと思われまます。そういう事情もあり営農型太陽光については慎重に判断するべきと思ひまます。</p>
事務局	<p>地曳委員の意見についてはごもっともでありまして、営農型太陽光については営農が主であることが大前提ですが、一部事業者によっては明らかに発電がメインであろうという事業者もいるのが現実です。</p> <p>こちらについては木更津市だけではなく、千葉県、全国的な問題であります。その中で出来ることとして事前審査会等で営農が問題なく行われるかをより慎重に判断していく必要があると考えております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは他にないようです。議案第39号、40号及び農地法第5条許可申請の議案第44号、45号の4案件について、一括で採決したいと思ひまます。ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異議なしの声 〉</p> <p>ご異議も無いようです。採決いたします。</p> <p>議案第39号及び40号の農地法第3条申請、並びに議案第44号及び45号農地法5条許可申請の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願ひまます。</p> <p style="text-align: center;">〈 挙手多数 〉</p>

議長 挙手多数であります
よって、議案第39号及び40号の農地法第3条申請については、農地法第5条が許可となった場合に許可と決定いたします。
また、議案44号及び45号の農地法5条許可申請については、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に議案第41号と15ページの農地法第5条申請の議案第46号について、関連案件の合わせて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 第3条議案第41号及び第5条議案第46号について説明いたします。
本案件については、令和2年6月5日総会にて上程され、同月26日に許可となったものです。
通常、営農型太陽光発電施設は一時転用許可となっており、期間は三年間となっております。今回は三年の期間が満了となり、期間更新を行うために申請されたものです。
また、農地法第3条許可申請については、農地転用許可の更新に合わせて区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。
なお、期間が10年となっているのは、第二種農地と区分されている箇所に関しては、期間を10年以内にとることができるためです。また、本案件につきましては営農に関しても問題なく行われておりましたので、その点につきましても問題は無いと思われま
す。
以上で事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当委員の平野委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

平野委員 それでは、第3条議案第41号及び第5条議案第46号について関連案件のため一括して説明いたします。
なお、本案件については事務局からも説明があったとおり、期間の更新のために申請されたものです。
法第3条議案第41号の区分地上権の設定については、事務局からの説明のとおりです。
第5条議案第46号については、該当区域については三年間の問題なく営農を行っており、営農計画書を確認したところ、今後継続して農業を行っていくことに問題はないと思われま
す。その他の要件についても前回の許可時点から変更はありません。
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま
すので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

地曳昭裕委員 はい。

議長 地曳委員、どうぞ。

地曳昭裕委員 露地野菜を作付けとのことですが、どの作物なのか、誰が営農しているのか、またどのように販売しているのかについて教えてください。

事務局 現在は、らっきょうをやっております、当初はニンニクや葉物野菜、豆類など複数

事務局

の作物を作っております。営農者は太陽光を営む申請者の会社の農業部門の関連会社になります。

販売については手元に資料がないため、お答えできません。申し訳ありません。

営農については会社の方々が問題なく実施おりました、問題ないことを確認しております。

議長

他にございますか。

他に無いようですので、3条議案第41号及び5条議案第46号の2案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議なしの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

3条議案第41号及び5条議案第46号の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、第3条議案第41号については農地法第5条が許可となった場合に許可と決定いたします。

また、第5条議案46号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第5 議案第42号及び第43号、14ページの、農地法第4条の許可申請2案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第42号及び第43号、農地法第4条許可申請2案件について、ご説明いたします。

まず第42号ですが、申請箇所は、転用位置図4-1の江川地先の農地になります。

なお、この航空写真では建物が存在しておりますが、現在は取り壊されて更地になっております。

申請目的は、専用住宅として転用するものです。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準についてご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和5年12月を予定しております。

最後に、他法令との関係ですが、開発行為許可申請書も添付され、問題ないものと思われ

次に第43号ですが、申請箇所は、転用位置図4-2の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するものです。

農地区分は北側に農地が広がるため、第1種農地と判断いたしました。原則として転用が制限される場所になりますが、南側に道路を挟んで住宅が存在しており、そこと接続して建てられることから例外的に立地基準の許可見込みがある場所になります。

次に、一般基準についてご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、残高証明書及び金銭信託残高により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定は、令和6年3月を予定しております。

事務局 最後に、他法令との関係ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われます。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第42号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員 議案第42号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしまりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに新設する側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため、問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 次に、議案第43号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員 議案第43号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしまりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリートブロック擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内最終枡から新設道路側溝を経て既存排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後新設道路側溝を経て既存排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接耕作者に説明し、日照、通風等に影響がないことを確認したため、問題はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。

ご意見等も無いようですので、議案第42号及び43号の2案件について、一括で採決したいと思ひますが、ご異議はございませんか。

〈 異議なしの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。
議案第42号及び43号、農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第42号及び43号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6、先程審議した議案第44号から46号を除く、議案第47号から第55号、15ページから17ページの、農地法第5条の許可申請9案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

先程審議いたしました、議案44号から46号を除く、議案第47号から議案第55号、農地法第5条許可申請の9案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第47号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の高柳地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、転用を伴う 所有権移転の許可申請となります。

農地区分については、隣接地も以前に転用されておりますが、本土地を含んだ道路等で囲まれた区域の宅地化率が40%を超えている場所になることから第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、それぞれ残高証明書と融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和5年8月を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、道路使用に関する申請書も添付され、問題ないものと思われれます。

次に、議案第48号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の高柳地先の農地になります。
申請目的は、長屋住宅として転用するもので、転用を伴う 所有権移転の許可申請です。

農地区分については、JR岩根駅からの距離が300メートル以内であることから第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年2月の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われれます。

次に、議案第49号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の高柳地先の農地になります。
先程の48号の隣の土地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、転用を伴う 所有権移転の許可申請です。
農地区分については、JR岩根駅からの距離が300メートル以内であることから第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年2月の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る 事前協議票も添付され、問題ないものと思われれます。

事務局

次に、議案第50号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の万石地先の農地になります。
申請目的は、専用住宅として転用するもので、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。親の所有する土地に子が家を建てる形になります。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、住宅ローンの事前相談書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可日から1年以内の完成を予定しております。
最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る 事前協議票も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第51号から53号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の長須賀地先の農地になります。
申請目的は、長屋住宅として転用するもので、転用を伴う 所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。なお、周辺については農地転用の許可が下りている場所になります。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■万円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年2月の完成を予定しております。
最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第54号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の茅野地先の農地になります。
申請目的は、駐車場として転用するもので、転用を伴う 使用貸借権設定の許可申請です。なお、登記簿上の面積は219㎡のなっておりますが、議案の面積は実測値となっております。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可日から6カ月以内の完成を予定しております。
最後に、他法令との関係ですが、特に該当するものはありません。

次に、議案第55号ですが、申請箇所は、転用位置図5-8の真里谷地先の農地になります。
申請目的は、資材置き場及び駐車場として転用するもので、転用を伴う 所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可日から6カ月以内の完成を予定しております。
最後に、他法令との関係ですが、特に該当するものはありません。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第47号から49号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第47号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

安藤委員

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

次に、議案第48号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内浸透し、オーバーフロー分については南側水路に流し、汚水は合併浄化槽を設置し南側水路に放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

次に議案第49号ですが、第48号の隣接地であり同種のものとなりますので説明を省略させていただきます。

議長

続いて、議案第50号について、地曳昭裕委員お願ひします。

地曳昭裕委員

議案第50号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内浸透し、汚水は合併浄化槽を設置し北側水路に放流するため、問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

地曳昭裕委員

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第51号から53号について、山口進委員申し上げます。

山口進委員

議案第51号から第53号について、関連案件の為一括で説明します。

申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。なお、本土地の周辺は既に住宅建築が進められております。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリートブロック擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内浸透し、オーバーフローについては南側水路に流し、汚水は合併浄化槽を設置し南側水路に放流する、問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため、問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため、問題はないと思われれます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第54号から55号について、金子委員申し上げます。

金子委員

議案第54号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

次に、議案第55号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は申請地よりも高いため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われれるため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

金子委員	<p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご意見等も無いようですので、議案第47号から第55号の9案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異議なしの声 〉</p> <p>ご異議も無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第47号から第55号の農地法第5条の許可申請9案件について、許可に賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">〈 全員挙手 〉</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第47号から第55号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第56号、18ページから30ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第2次計画分を、議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第56号、木更津市農用地利用集積、令和5年度第2次計画の決定について、ご説明いたします。本案件は、令和5年4月25日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。</p> <p>それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。</p> <p>今回の計画は、計画1から33となっております。</p> <p>利用目的は、計画6. 7が果樹、計画9. 10. 11がレンコン、計画12が露地野菜、その他の計画が水稻を作付けする計画となっております。</p> <p>利用権設定の種類は、計画8及び14の計画が使用貸借権の設定、その他の計画が賃借権設定となっております。</p> <p>利用権設定期間は、計画13が3年、計画8から11が5年計画14が6年、その他の計画が10年となっております。</p> <p>計画合計数は、賃借権、使用貸借権合わせて120筆面積が144, 838平方メートルとなっております。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>初めに、計画1番から5番について、杉山委員をお願いします。</p>
杉山委員	<p>計画番号1番から5番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われまます。</p>

杉山委員	<p>申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画6番から7番について、齋藤委員お願いします。</p>
齋藤委員	<p>計画番号6番、7番についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は畑で、梨を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画8番について、地曳功一委員お願いします。</p>
地曳功一委員	<p>計画番号8番についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画9番から11番について、山口進委員お願いします。</p>
山口進委員	<p>計画番号9番から11番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、レンコンを作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画12番について、平野委員お願いします。</p>
平野委員	<p>計画番号12番についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該借り受けるものですが、新規での借り受けが3筆、更新が2筆あります。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことです。</p>

平野委員	<p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画13番及び14番について、金子委員お願いします。</p>
金子委員	<p>計画番号13番から14番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画15番から20番について、林委員お願いします。</p>
林委員	<p>まず、計画番号15番から18番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>次に、計画番号19番から20番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画21番から33番について、山口登志雄委員お願いします。</p>
山口登志雄委員	<p>まず、計画番号21番についてご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>次に、計画番号22番についてご説明いたします。</p>

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻 を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号23番から25番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号26番についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻 を作付けすることです。以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号27番についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号28番についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号29番についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。

申請者は君津に拠点を置く農地所有適格法人とすることです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

山口登志雄委員

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま

最後に、計画番号30番から33番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

当該法人についても、本拠地が君津市の農地所有適格法人です。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま

ご審議のほど、よろしくご

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第56号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第2次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

次に、日程第8議案第57号、31ページの令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について、議題に供

事務局の説明を求めま

事務局

議案第57号について、ご説明いたします。

こちらは国のガイドラインに基づき、昨年

具体的には昨年度に設定した目標数値に対する結果の報告となります。

それでは、内容についてご説明いたします。

別冊資料の議案第57号資料をご覧ください。

まず1ページ目は農業委員会全体の活動の点検・評価となっております。2ページ以降に、詳細がありますがその内容の一覧表になります。

次に、2ページをご覧ください。

こちらは農業委員会の状況について各数値を記しています。

次に、3ページをご覧ください。

ここから目標値に対する実績の報告になります。

大きく4つの項目がありまして農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、最適化活動の活動目標となります。

まず、農地の集積ですが、令和3年4月に改正した農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に設定した集積率について、15%とする目標に対する実績となります。令和4年度末

事務局

の集積率については、10.4%となり、目標を下回る結果となりました。

次に、遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査で示された1号遊休農地の中の緑区分の遊休農地を解消することを指標としており、それに対する実績となります。

昨年度の目標値13.4ヘクタールに対し、解消実績面積は8.5ヘクタールとなり目標に対しての達成状況は63%となり、目標を下回る結果となりました。

次に、新規参入の促進でございます。こちらは、分かりづらいのですが、目標設定が単純な新規参入者ではなく、地主の意向で新規参入者に対して土地を貸し付けても構わない旨を同意してもらい、その農地をホームページなどで公表したものがあつかう実績になります。こちらでも同意を得て公表している農地は無いため実績はありません。

また、参考の新規参入者の数が1となっておりますが、こちらはあくまでも貸し借りではなく売買などで取得したものが対象となり、木更津市では原則として新規参入者へ対しては最初に賃借権設定ではじめてもらっているケースが多いので1となっております。

最後に、最適化活動の活動目標ですが、活動日数の目標は1人当たり月6日となっております。

これに対して皆様から毎月提出していただいている活動報告をもとに算出すると平均して1.69日となっております。

ただし、こちらの日数についてですが、主に地元の農業者の方からの相談や会合などはカウントされますが、例えばこの総会や事務局からお願いしている農地の確認などはカウントされません。それらを除いて目標6日という日数は国から示されている目標の最低日数となっており、実績としては目標を下回るという結果になります。

以上で、目標に対する数値を出すと全てで目標を下回るという結果になってしまいますが、これは国から示されている目標が高かったり、木更津市内でも農業に係る個別的な地域差などもあるなかで、平均的に算出すると目標を下回ってしまうという形になってしまいます。

日頃から活動していただいている委員の皆さんに対して個人的に申し訳ないと思いますが、ご報告とさせていただきます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第57号、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について、賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載すると共に、千葉県に報告いたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、第34回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時30分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年5月9日

議 長 安 藤 一 男

議事録署名委員 平 野 眞 一

吉 田 和 義